

平成 3 1 年 2 月 1 5 日

平成 3 1 年 第 1 回
組合議会（定例会）会議録

南河内環境事業組合議会

平成31年2月15日（金）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

1	番	議	員	村	井	浩	二	君	
2	番	議	員	駄	場	中	大	介	君
3	番	議	員	三	島	克	則	君	
4	番	議	員	峯		満	寿	人	君
5	番	議	員	浦	尾	雅	文	君	
6	番	議	員	須	田		旭	君	
7	番	議	員	徳	村		賢	君	
8	番	議	員	辰	巳	真	司	君	
9	番	議	員	山	本	剛	史	君	
10	番	議	員	岡	田	英	樹	君	
11	番	議	員	南	齋	哲	平	君	
12	番	議	員	奥	田	良	久	君	
13	番	議	員	浅	岡	幸	晴	君	
14	番	議	員	山	形	研	介	君	

説明のための出席者は、次のとおりである。

管	理	者	富	田	林	市	長	多	田	利	喜	君						
副	管	理	者	河	内	長	野	市	長	島	田	智	明	君				
副	管	理	者	大	阪	狭	山	市	長	古	川	照	人	君				
副	管	理	者	河	南	町	長	武	田	勝	玄	君						
副	管	理	者	太	子	町	長	浅	野	克	己	君						
副	管	理	者	千	早	赤	阪	村	長	松	本	昌	親	君				
副	管	理	者	副	市	長	富	田	林	市	副	市	長	谷	口	勝	彦	君
監	査	委	員							奥	田	隆	一	君				

事 務 局	局 長	浅 川 浩 君
事 務 局	理 事	石 橋 成 元 君
	(会 計 管 理 者)	
事 務 局	次長兼第1清掃工場長	山 本 典 生 君
事 務 局	次 長	松 本 隆 君
事 務 局	資源再生センター所長	道 簾 幸 司 君
事 務 局	総務企画課長	西 尾 順 治 君
書 記	総務企画課主幹	辻 彰 君

議事日程は、次のとおりである。

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報 告 第1号	組合議会議員の異動について
日程第4	承 認 第1号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承 認 第2号	平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(2号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	議 案 第1号	平成31年度南河内環境事業組合一般関係会計予算
日程第7	監査報告 第1号	例月出納検査の結果について (平成30年度4月・5月・6月分)

(開会 午後 2 時 4 5 分)

議長 (三島克則君)

お待たせいたしました。本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから平成 31 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります前に管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者 (多田利喜君)

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成 31 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かと御多用にもかかわらず、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は全国各地で水害や地震、台風などの災害に見舞われ大変な年でありました。南河内地域におきましても台風 21 号等による災害廃棄物の処理につきましては、組合を構成しております市町村並びに組合において、最大限対応させていただいたところでございます。幸い本組合の施設に大きな被害もなく安定した稼働を継続させていただき、滞りなく災害廃棄物の処理ができましたことを御報告をさせていただきます。今後も周辺環境に十分配慮しながら、安全安心な施設運営に努めてまいりますので、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて今期定例会で御審議をいただきます案件でございますが、組合議会議員の異動報告が 1 件、条例改正に伴う専決処分の承認が 1 件、平成 30 年度補正予算の専決処分の承認が 1 件、平成 31 年度の予算が 1 件、例月出納検査の結果報告が 1 件の計 5 件でございます。各案件につきましては後ほど提

案説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案どおり御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三島克則君）

管理者、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名についてありますが、本件は組合議会会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。9番議席の山本剛史議員、10番議席の岡田英樹議員の両議員をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、報告第1号 組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました報告第1号 組合議会議員の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。議案書1頁をお願いいたします。

まず大阪狭山市選出議員の異動でございます。平成30年8月31日の市議会定例会、9月定例会におきまして、上谷元忠議員にかわりまして徳村賢議員が就任をされております。次に河南町選出議員の異動でございます。平成30年9月21日の町議会定例会におきまして、田中慶一議員にかわりまして浅岡幸晴議員が就任をされております。次に太子町選出議員の異動で

ございます。平成30年10月23日の町議会臨時会におきまして、田中祐二議員にかわりまして村井浩二議員が就任をされております。それぞれの御住所と生年月日は議案書に記載のとおりでございます。旧議員にはこれまでの御労苦に深謝いたしますとともに新議員におかれましては今後の御活躍をお願い申し上げます、ここに異動のありましたことを御報告申し上げます。

議長（三島克則君）

ただいまの組合議会議員の異動については、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。なお新議員の議席は組合議会会議規則第4条の規定に基づきまして私のほうで決めさせていただきます。1番議席に村井浩二議員、7番議席に徳村賢議員、13番議席に浅岡幸晴議員といたします。

次に日程第4、承認第1号及び日程第5、承認第2号の2件につきましてはいずれも専決処分の承認案件でございますので一括議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって承認第1号及び承認第2号は一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま一括上程されました2件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

初めに議案書の2頁をお願いいたします。承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず提案の理由でございますが、平成30年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与関係法が平成30年11月に成立したことを受け、富田林市にお

かれましては国に準拠し平成30年12月市議会において関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成30年12月25日付で専決処分させていただきましたので、御承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書3頁から7頁をお願いいたします。第1条ではまず、条例第25条に規定する宿日直手当を勤務1回につき100円引き上げ4,400円に、5時間以内の場合は50円引き上げ2,200円とするものでございます。また平成30年12月の勤勉手当の支給割合を0.9カ月分から0.05カ月分引き上げ0.95カ月分とし、再任用職員についても0.425カ月分から0.05カ月分引き上げ0.475カ月分に改め、期末手当、勤勉手当を合わせた年間支給割合を一般職の職員で4.45カ月分、再任用職員で2.35カ月分とするものでございます。次に別表第1の改正でございますが、一般職給料表を国の改定に準じまして平均で約0.2%の引き上げを行うものでございます。第2条では平成31年4月以降の期末手当、勤勉手当の支給割合を改正するもので一般職の職員につきましては6月、12月ともに期末手当は1.3カ月分、勤勉手当は0.925カ月分とし、また再任用職員については6月、12月ともに期末手当は0.725カ月、勤勉手当は0.45カ月分に改めるものでございます。なお附則第1条は施行期日等を規定するもので、この条例は公布の日から施行いたしますが、第2条の規定については平成31年4月1日から施行いたします。また第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。また附則第2条は給与の内払の規定、附則第3条は規則への委任規定でございます。承認第1号は以上でございます。

引き続きまして議案書8頁をお願いいたします。承認第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(2号)の専決処分につき承認を求めることについて、でございます。まず提案の理由でございますが、承認第1号の給与条例の一部改正により職員人件費にかかる予算上の所要の措置を

講じるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月25日付で専決処分させていただきましたので御承認を求めますのでございます。

議案書9頁をお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、21億9,264万2,000円とさせていただくものでございます。

それでは内容につきまして御説明させていただきます。議案書16頁、17頁をお願いいたします。議案書16頁、17頁事項別明細書の3.歳出から御説明申し上げます。まず上の表、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費におきまして、事務局、総務企画課職員の人件費28万8,000円を増額し、補正後の額1億26万4,000円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。下の表でございますが、款3.衛生費、項1.ごみ処理費、目2.第2清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費21万4,000円を増額し、補正後の額6億1,430万4,000円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。18頁、19頁をお願いいたします。同じく衛生費の項2.し尿処理費、目1.資源再生センター業務管理費におきまして、職員人件費18万4,000円を増額し、補正後の額1億6,490万9,000円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

議案書戻っていただきまして14頁、15頁をお願いいたします。14頁、15頁、事項別明細書の2の歳入を御説明申し上げます。今回の補正に要します財源といたしまして、まず款4.繰入金、項1.基金繰入金、目2.退職手当積立基金繰入金において2万2,000円を増額し、補正後の額4,709万6,000円とするもので、これは退職手当にかかります補正額の財源でございます。退職手当積立基金繰入金のごみとし尿の節区分の内訳は記載のとおり金額でございます。

次に款5、項1、目1.繰越金において66万4,000円を増額し、補

正後の額 1 億 1,212 万 3,000 円とするもので、退職手当以外の補正額の財源とするものでございます。歳入歳出は以上でございます。

なお、20 頁から 29 頁までは給与費明細書でございます。恐れ入りますがご覧をいただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で承認第 1 号、承認第 2 号の一括議題の提案理由並びに内容の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、おのおの原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（三島克則君）

説明が終わりましたので、まず承認第 1 号の質疑をお受けいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

それでは承認第 1 号についての討論に入ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第 1 号を採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって承認第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に承認第 2 号の質疑をお受けいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

それでは承認第 2 号についての討論に入ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより承認第 2 号を採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって承認第2号、平成30年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に日程第6、議案第1号 平成31年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口副管理者副市長。

副管理者副市長（谷口勝彦君）

それでは私のほうから、ただいま上程されました議案第1号、平成31年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、内容の御説明を申し上げます。

議案書31頁をお願いをいたします。

まず、第1条では予算の総額を歳入歳出それぞれ、24億7,754万5,000円と定めております。記載はございませんが前年度に比べまして2億8,803万8,000円の増額となっております。これは主に第2清掃工場基幹的設備改良事業を、平成31年度から3カ年の継続事業として計画しており、今回工事費等の計上をさせていただいたことによるものでございます。このことは第2清掃工場をより安全で安定的に施設運営ができることを目的としております。第2条は継続費、第3条は地方債、第4条は一時借入金、第5条は歳出予算の流用についての条項を規定しております。

32頁をお願いをいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入といたしまして、款1. 分担金及び負担金から、款8. 組合債までの款項の金額は記載のとおりでございます。次に33頁をお願いをいたします。歳出でございますけれども、款1. 議会費から款5. 予備費までの、款項の金額につきましても記載のとおりでございます。歳入歳出それぞれ合計は24億7,754万5,000円となっております。34頁、35頁をお願いをいたします。上の表、第2表、継続費の表でございますが、第2清掃工場基幹的設備改良事

業として平成31年度から33年度において、総額26億2,151万3,000円と、年割額は記載のとおりでございます。下の表の第3表地方債でございますけれども、第2清掃工場基幹的設備改良事業、限度額1億2,100万円及び残滓処理事業、限度額2,070万円に係りますそれぞれの起債の方法、利率、借入先、償還方法などを定めるものでございます。

続きまして36頁以降の歳入歳出予算事項別明細書により内容の御説明をさせていただきます。まず財源を含めまして歳出のほうから御説明を申し上げます。46頁、47頁をお願いをいたします。款1. 議会費では396万8,000円、前年度比2,000円の減でございます。財源は全て一般財源でございます。表頭の本年度の財源内訳に表記しております一般財源は市町村からの分担金でございます。款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は1億8万9,000円の計上で前年度比2,548万円の増でございます。主に退職予定者1名にかかる退職手当の増額によるものでございます。財源は基金繰入金、繰越金等と一般財源でございます。次の頁をお願いいたします。目2. 財産管理費15万1,000円は前年度比2,000円の減でございます。目3. 公平委員会費、目4. 監査委員費は前年度と同額の計上でございます。目5. 環境啓発費は121万7,000円の計上で前年度比6万1,000円の減、主に委託料の減によるものでございます。財源は全て一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。総務費の合計といたしまして、1億169万7,000円、前年度比2,541万円の増となっております。次に款3. 衛生費、項1. ごみ処理費、目1. 第1清掃工場業務管理費、7億9,228万5,000円、前年度比3,445万2,000円の増で、主に退職予定者1名にかかる退職手当の増額と需用費の増額によるものでございます。財源は基金繰入金、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。次に52頁、53頁をお願いをいたします。目2. 第2清掃工場業務管理費は5億8,264万8,000円、前年度比3,719万4,000円の減で、主に退職手当等人件費、工事請負費等の減額によるものでございます。財源

は繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

次に54頁、55頁をお願いいたします。頁下の目3. 財産管理費は3億4,651万3,000円、前年度比48万1,000円の増となっております。計上の主なものといたしまして、次の56頁、57頁の右側、上の節25. 積立金でございますが、ごみ処理施設の改修計画に基づく財源の確保、及び退職手当の財源を確保するための基金積立金でございます。財源は行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。目4. 残滓処理事業費は2,304万1,000円で前年度比2,014万4,000円の増、フェニックス処分場の整備等に伴う平成31年度分の負担金に加え、今回事業費調整としてフェニックス計画における一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しに伴う負担金2,026万9,000円を計上したことによるものでございます。財源は地方債、施設整備基金繰入金でございます。

目5. シール印刷等業務管理費は1,194万9,000円で前年度比32万8,000円の増でございます。財源は市町村からの負担金でございます。

目6. 第2清掃工場基幹的設備改良事業費は、2億6,879万6,000円、平成31年度から3カ年の継続事業で焼却設備を中心とした基幹的設備の改良工事等を行い、施設運営が万全なものとなるよう計画したものでございます。財源は国庫支出金、地方債、施設整備基金繰入金でございます。ごみ処理費合計といたしまして、20億2,523万2,000円、前年度比2億8,700万7,000円の増となっております。続きまして款3. 衛生費、項2. し尿処理費でございますけれども、目1. 資源再生センター業務管理費は1億7,140万3,000円、前年度比1,678万4,000円の減でございます。主に退職手当の減額によるものでございます。財源は繰越金等と一般財源でございます。

次に58頁、59頁をお願いいたします。下のほうでございますけれども、目2. 財産管理費は1億4,339万1,000円、前年度比399万円の増となっております。主な計上といたしまして、次の頁の上、節25. 積

立金でございますが、し尿処理施設の改修計画に基づく財源の確保及び退職手当の財源を確保するための基金積立金でございます。財源は行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

目 3 . 資源再生センター基幹的設備改良事業費 9 9 1 万 1 , 0 0 0 円、今後改修を計画するに当たり、長寿命化総合計画の策定等、委託料を計上しております。財源は国庫支出金、施設整備基金繰入金でございます。し尿処理合計といたしまして、3 億 2 , 4 7 0 万 5 , 0 0 0 円、前年度比 2 8 8 万 3 , 0 0 0 円の減となっております。

次に款 4、項 1 . 公債費でございますけれども、元金、利子合わせまして、計の欄 6 9 4 万 3 , 0 0 0 円、前年度比 2 , 1 4 9 万 4 , 0 0 0 円の減となっております。財源は繰越金と一般財源でございます。公債費につきましては資源再生センターの建設事業債の償還が完済したことから前年度に比べ大幅な減となっております。次に款 5、項 1、目 1 . 予備費でございますけれども、前年度同額の 1 , 5 0 0 万円、全て一般財源でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

すみませんが恐れ入ります。次に戻っていただきまして、4 0 頁、4 1 頁をお願いいたします。歳入の説明でございます。先に歳出のところで御説明をさせていただきましたけれども、科目ごとに詳細を説明させていただきます。上から款 1 . 分担金及び負担金、項 1 . 分担金、計の欄でございますが 1 9 億 4 , 0 3 8 万 7 , 0 0 0 円、前年度比 5 6 9 万 4 , 0 0 0 円の増、各市町村からの分担金で施設費分担金、管理費分担金、共通事務費分担金の内訳となっております。次に項 2 . 負担金は 1 , 1 9 4 万 9 , 0 0 0 円、前年度比 3 2 万 8 , 0 0 0 円の増でございます。シール印刷等に伴う業務負担金で各市町村に負担をいただくものでございます。次に款 2 . 使用料及び手数料、項 1、目 1 . 使用料 4 0 4 万 5 , 0 0 0 円、主に駐車場等の行政財産使用料でございます。次に項 2、目 1 . 手数料は、ごみの一般持ち込み手数料で 7 , 3 7 4 万 1 , 0 0 0 円、前年度比 2 7 万 4 , 0 0 0 円の増でございます。

4 2 頁、4 3 頁をお願いいたします。款 3 . 国庫支出金、項 1 . 国庫補助

金、目1. 建設事業費補助金は1億2,571万9,000円、ごみ処理では第2清掃工場基幹的設備改良事業交付金1億2,241万6,000円、し尿処理では長寿命化総合計画策定支援事業交付金等で、330万3,000円を計上をしております。款4. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金は379万1,000円、基金運用の利子収入でございます。項2、目1. 財産売却収入は192万7,000円、前年度比は2万3,000円の減でございます。副産塩、屑アルミ、屑鉄等の売却収入でございます。款5. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 施設整備積立基金繰入金は3,432万9,000円、前年度比3,143万2,000円の増でございます。処理施設の改良事業等に伴う基金取り崩しでございます。目2. 退職手当積立金繰入金は4,775万6,000円、前年度比167万2,000円の増でございます。職員退職による基金の取り崩しでございます。

次の頁をお願いいたします。款6、項1、目1. 繰越金、9,200万円、前年度比1,800万円の減でございます。前年度繰越金でございます。款7. 諸収入、項1、目1. 雑入は20万1,000円、前年度比1万3,000円の減でございます。款8、項1、目1. 組合債は1億4,170万円、第2清掃工場基幹的設備改良事業債及び残滓処理事業債でございます。

以上で歳入の御説明とさせていただきます。

次に飛んでいただきまして、62頁から75頁は給与費明細書、76頁から77頁は継続費の調書、78頁から79頁は債務負担行為の調書、80頁、81頁は地方債の調書、そして82頁から87頁は分担金の調書でございます。まことに勝手ながらご覧いただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上簡単ではございますけれども、平成31年度一般会計当初予算の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしく御審議いただきまして、原案どおり御議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（三島克則君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

はい、駄場中大臣議員。

議員（駄場中大臣君）

私のほうから2点お聞きします。まず一つはですね、第2清掃工場の大幅改修工事に伴って、なぜ発電機をつけなかったのかと。いろいろ視察も行かせてもらってますと、初めからついてるところでしたら、4億、5億とかいう売電収入があって、後付でも一定の効果はあると思うんです。その後付でつけた場合の売電の額と、それを後付するために追加で必要な額というのは、一定計算をされて何らかの裏づけのもとでつけなかったのか、どうなのかというところへんを明らかにしていただきたいです。

それから2点目は大きな見通しなんですけども、今回第2清掃工場を修理しまして、この先ですね、人口もどんどん減ってくる、ごみも減ってくるという中で、どっちか一つだけでいい時代もくるのではないかなというふうには思うんです。その辺も含めて第1と第2の今後の建てかえや修繕の、ざっくりな推測ですけど、大まかな考えをお聞かせください。

議長（三島克則君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

御質問にお答えさせていただきます。現在の第2清掃工場につきましては御承知のとおり、ごみの燃焼熱による発電については現在行っておりません。発電を行うに当たってのボイラー設備も設置しておらず、ガス冷却方式も発電に必要なボイラー方式ではなく、水噴射方式を採用させていただいております。近年新しく清掃工場を建設する場合には、ほとんどの施設においてタービン発電機等にて発電を行い、収入面でも大きく効果を得られていることは承知をしております。このことから今回の改良事業を手がけるに当たりま

して、付加価値の大きい自家発電設備の導入を検討させていただいております。検討の結果でございますが、発電設備を設置しようとするとは根本的に施設全体の熱収支や物質収支、蒸気系統等あらゆる設計を見直す必要がございます。まず、ガスの冷却方式を先ほどもお話ししました水噴射方式からボイラー方式に変更しなければなりません。この変更を行うには焼却炉上部にボイラー設備を設置しなければならず、建築基礎の補強などが必要となり、またボイラーから発生する蒸気を扱う配管や附帯設備でございます蒸気復水器、脱気器、蒸気だめなどあらゆる設備が必要となってくることから、それに伴い現状の工場棟には納まりきらず、建物の拡大や合わせて蒸気タービン発電機を設置する建物も場外に別途必要となってくることから、大がかりな事業となります。事業費につきまして試算しましたところ、現在の事業費の約3倍以上の額になることも判明し、投資的な費用を考えた場合に発電収入の効果が得られるのは当分先でありますので、市町村の財政状況から一時的な大きな財政負担を考えた場合、今回の事業に発電設備を導入することは得策ではないというところ立っております。またこのような基幹的設備改良事業では、他団体においても発電設備のない施設において、発電設備を導入するケースがほとんどなく、先ほど御説明させていただいた理由などからでございます。やはり発電設備につきましては、議員おっしゃるように施設を新設もしくは建てかえの計画のときに導入すべきものだというふうに考えております。また大々的な発電設備ではなく、小規模発電設備なども最近では開発されておりますが、維持管理経費もかなりの額がかかりますので発電量に見合った費用対効果は得られず、導入を見合わせることにしております。結果といたしまして、この改良事業につきましては、本来の目的であります現在の施設の長寿命化及び施設の機能を効率的に維持することを基本に取り組みをさせていただきます。なお今回第2清掃工場に発電設備をつけるということになれば、やはり事業費が非常に大きくなり、一時的な財政負担が強られる、これを避けるために発電設備を導入しないという結論に至っております。

あと2点目の御質問でございますが、今後の見通しでございますが、組合

としてごみの排出量、搬入量の予測でございますが、平成40年ごろには約7万8,300トン、皆さんからごみが出されるという予測をしております。これにつきましては現在第1清掃工場、第2清掃工場どちらか一方の施設では対応し切れず、当然平成40年ごろでも2つの施設が必要となるということでございますので、今回第2清掃工場の改修をかけさせていただき、また予定といたしまして、第1清掃工場につきましても、老朽化の対策として今後あわせて改修をかけさせていただきたいというふうに思っております。なお、それから以降のことでございますが、当然人口減少なりでごみの搬入量が減ってくることもございますので、将来的には施設をそのまま分散でいくのか、または一つに集約するのか、これについては組合としての大きな課題であるかというふうには認識をしております。まだこの時点では当面大規模な改修をかけることを第一義的に事業を進めていきたい、それから以降につきましては今後の推移を見ながら検討させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（三島克則君）

駄場中大介議員。

議員（駄場中大介君）

わかりました。ありがとうございます。平成40年でというお話をされたということは、今回の第2清掃工場を修理することで、40年まではもつよということですね。40年にもう一回修理するのか、建てかえるのか、何かせなあかんというふうな認識でいいんですか。

議長（三島克則君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

お答えいたします。今、御説明させていただきました平成40年の予測量につきましては、現在から約10年先の予測ということで、施設整備計画とは何ら関係ございません。なお今後将来、この搬入量がだんだんと減っていくということについては、組合としては認識をしているところでございます。

議長（三島克則君）

駄場中大介議員。

議員（駄場中大介君）

それでしたら、この第2清掃工場を次、これはいつまで修理せんともつというふうに考えておられるんですかね。

議長（三島克則君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

お答えいたします。今回の改修事業を終了させていただきましたら、一般的には約15年から20年対応できるというふうには考えておりますが、これにつきましては施設の稼働状況等で、このあたりは流動的な部分でございますが、一定約15年は対応させていただけるものだというふうには認識をしております。

以上でございます。

議長（三島克則君）

駄場中大介議員。

議員（駄場中大介君）

わかりました。そしたら平成45年とか50年ぐらいまでの予測をまたしていただけたらなと思います。

以上です。

議長（三島克則君）

ほかに質問ございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号についての討論に入ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、平成31年度南河内環境事業組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、監査報告第1号 例月出納検査の結果についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

奥田監査委員。

監査委員（奥田隆一君）

ただいま上程されました監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について地方自治法第235条の2第1項の規定により、峯監査委員とともに検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により私から御報告申し上げます。

平成30年度7月分から12月分の出納状況の検査結果につきましては、それぞれ各月分ごとの出納報告及び諸帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありました。以上例月出納検査の結果報告とさせていただきます。

議長（三島克則君）

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑がないようですので、本件については終結いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。それでは閉会の前に管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

平成31年第1回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に御提案申し上げました平成31年度予算をはじめ全ての議案につきまして原案どおり御賛同いただき心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本年5月には元号も変わり新しい時代の幕開けとなります。この時代の大きな節目に際しまして、私は4月30日の富田林市長の任期の満了に伴い富田林市長、並びに本組合管理者を退任することといたしました。平成15年、本組合管理者に就任以来、住民の方々の生活環境の向上と組合行政の発展に私なりに全力で取り組んでまいりました。在任中、住人の皆様、議員の皆様方から温かい御指導、御支援、御協力を賜りましたことにここで厚く御礼を申し上げます。この組合の果たします役割は住民の方々の日々の生活を守っていく重要な責務がございますので、任期いっぱいまでしっかりと責任を果たしてまいりますので、引き続き議員の皆様方の御支援、御協力をお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三島克則君）

ありがとうございました。

閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

本日は提出議案に対しまして慎重な御審議と議事進行への御協力をいただき、円滑に閉会の運びとなりましたことを厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては新年度にかけて公私とも何かとお忙しい時期かと存じますが健康に十分御留意いただきまして、また御活躍いただきますよう祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、これもちまして、平成31年第1回南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 三島 克則

議 員 山本 剛史

議 員 岡田 英樹